

札幌第 1339 号
令和 7 年(2025 年) 6 月 27 日

指定就労継続支援 B 型事業者 代表者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

指定就労継続支援 B 型における条例遵守の徹底等の留意事項について

指定就労継続支援 B 型に関しては、令和 7 年 6 月 17 日付け札幌第 1160 号（以下「遵守徹底通知」という。）にて、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（以下「条例」という。）の規定を踏まえ、工賃に自立支援給付による収入をもって充てないこと等について通知したところです。

このたび、訓練等給付費の不正請求等により指定取消しに至った事業者において、下記のとおり運営基準違反を確認しているため、同様の事案を生じさせないようご留意願います。

また、これまで寄せられた事業者からの質問及び回答の例をご参考まで共有いたします。

今後とも、利用者を中心においた就労支援の質の維持及び向上に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 運営基準違反の概要

| 事業の種類 | 就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型) |
|-------|--|
| 内 容 | <p>札幌市の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていなかった（障害者総合支援法第50条第1項第5号）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 就労継続支援（B型）の利用者に支払う工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により支払わなければならないところ、生産活動に係る事業の収入及び生産活動に係る事業に必要な経費が区分されていないため、適切な額の工賃を支給しているとは認められなかった。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> サービスの提供の記録に係る記録、利用者の支援に関する記</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>録、従業者の出勤簿、工賃向上計画、工賃規程並びに施設外就労及び在宅就労に当たり必要な記録等が存在せず、本市の条例で定める基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしているとは認められなかった。</p> |
|--|--|

※ 上記のほか、適切な時期に個別支援計画の見直しをしていないことを認識しながら、個別支援計画未作成減算を適用せずに訓練等給付費を請求したことを不正として認定。

※ 同一法人の運営する共同生活援助についても、偽装雇用、虚偽報告、虚偽答弁、監査忌避等により取消処分済み。

※ 処分の詳細については、以下のリンク先を参照願います。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/torikeshi.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 >

2 遵守徹底通知後に寄せられた質問及び回答

Q 1 原則として利用者の受入れ拒否は出来ないものとされているが、工賃を確保するため、生産能力が低い方の受入れを拒否することは正当な理由となるのか。

A 1 工賃の確保を理由とした生産能力が低い者の受入れ拒否は、正当な理由として認められない。

Q 2 施設の利用基準として、「月に●日以上に通所を要する。この要件を満たさない場合は利用契約を解除する。」といった基準を設けることは可能か。

A 2 通所日数を要件として、これを満たさなければ利用契約を解除するよう定めることは、認められない。厚生労働省の通知（平成 18 年 10 月 2 日障障発第 1002003 号）のとおり、就労継続支援 B 型においては、利用者の出欠、作業時間、作業量等は、利用者の自由であり、個々の状況に応じ柔軟に対応する必要があること。

Q 3 利用者の技能に応じて工賃額に差を設けてもよいのか。

A 3 利用者の技能に応じて工賃額に差を設けることは、認められない。また、作業が完成されなかった場合にも、工賃の減額や資格剥奪等の制裁があってはならない。ただし、利用者のニーズや能力、適性等に応じた作業内容を決定した上で、作業内容ごとに工賃額を定めることは可能だが、この場合でも、適時にアセスメントや動機付け等を行い、工賃水準を高めるよう努めること。

Q 4 この通知により、既存利用者の利用契約を解除してもよいのか。

A 4 この通知を理由に利用契約を解除することはあってはならず、厳に慎むこと。指定障害福祉サービスの事業を運営する者として、条例の趣旨を踏まえ、利用者の意向や能力、適性等に応じた必要な就労支援に最大限努めること。

3 遵守しなければならない条例の規定（遵守徹底通知から再掲）

- (1) 利用者に対し、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。
- (2) 利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3,000円を下回っていないこと。
- (3) 利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めること。
- (4) 工賃について、自立支援給付（訓練等給付費）による収入を充てないこと。

4 留意事項（遵守徹底通知から再掲）

(1) 訓練等給付費について

工賃の一部に訓練等給付費を充て、平均工賃月額を高めることで、就労継続支援B型サービス費を高い区分で請求している事業所を検知・確認した場合は、本来の報酬区分による給付費との差額について、本市への返還を求めます。

(2) 生産活動に係る事業の収入について

事業収入や経費等について、市場（競争）価格から乖離した金額を計上し、事業収入又は工賃を高め、条例を遵守していないと本市が認めた場合は、指導、勧告、命令等の対象となります。

特に、子会社等と親会社の関係、親会社を同じくする子会社同士等の関係にある一定の資本関係や、一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている一定の人的関係にある事業者においては、疑義が生じることないように十分に留意してください。

(3) 利用者のニーズ、状態像等に対応した訓練の提供について

「工賃の向上に努めること」について、利用者の有する能力を活用し、適性等に応じた必要な訓練を提供することで、利用者の能力とともに工賃の向上を目指すべきであることから、利用者のニーズや状態像を踏まえることなく、画一的な訓練や低負荷の作業等が提供されている支援の形態は、条例の趣旨に沿っていないと判断される場合があります。

事業者として、工賃の向上に不断に努めるとともに、当該取組が分かるよう必要な記録を正確に作成し保管願います。

(4) 在宅就労について

当該対象者は、本人希望はもとより、事業所によるアセスメントの結果、在宅就労による具体的効果が認められる者であり、在宅就労支援が可能な環境が整えられたうえで、通常の通所による作業と同程度の作業メニューと効果的な支援手法が確保されていることが必要です。

支援実態の無い事例や支援の観点が極めて乏しいなど不適切な事例については、返還請求や行政処分（指定取消等）の対象となります。

(5) 利益供与の禁止について

以下のような障がいのある方の意思決定を歪めるような金品授受等による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行わず、また、疑義が生じるようなサービス提供とならないよう十分に留意してください。

ア 当該事業所に利用者を紹介した者（利用者、企業等）に（紹介料等の名称のいかんを問わず）金品等を授与すること（利用契約前の体験利用に対し金品等を授与することを含む）。

イ 通常の事業所に雇用された利用者に対し祝い金等を授与すること。

ウ 障がい福祉サービスの利用開始後、利用者に対し祝い金等を授与すること。

エ 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品等の授与を行うこと。

※ 上記のほか、指定更新における生産活動収支状況報告や情報の公表等について示しているため、必要に応じて遵守徹底通知をご確認願います。

担当：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当